

[論文]

日本近世における津波復興の行政メカニズム

吉村 豊雄

The Administrative Mechanism of Tsunami Disaster Rehabilitation in Edo Period

Toyoo YOSHIMURA

要旨

寛政四年四月朔日の雲仙噴火津波被害から二三年後、津波で激甚被害をこうむった熊本藩領（宇土支藩領）宇土郡三角浦村・長浜村では零落救済・復興策が計画されるが、政策決定までに二年を要している。この間、村方の上申書⇨政策原案提示を受けて庄屋・惣庄屋・郡代・藩庁部局（郡方・奉行）の間で各段階の政策調整と現地査察が重ねられる。そして最終的には村方・惣庄屋側の上申書が郡方における部局稟議の起案書となり、部局審議・奉行決議を経て政策施行される。政策形成に向けて積み重ねられた関係文書は、一括して郡方の部局帳簿「覚帳」に綴じ込まれ、一件文書として管理されるに至る。

キーワード 稟議制、部局制、政策形成、政策調整、文書処理、文書管理、一件文書、永青文庫、「覚帳」、津波、災害復興

はじめに

寛政四（一七九二）年四月朔日、雲仙普賢嶽の噴火によって引き起こされた津波が有明海岸一帯に甚大な被害を与えたことは周知のことであり、熊本藩領の被害状況も「島原大変、肥後迷惑」という言葉で人口に膾炙されている。

本論文の基本的には、藩庁（奉行所）の地方行政担当部局（＝郡方）の帳簿たる「覚帳」の中に収載されている津波被害復興・零落救済に関する一連の文書群¹¹一件文書をもとに、復興計画の立上げから政策策定にいたる行政処理・文書処理の過程を分析し、地方行政の政策形成のメカニズムを究明し、ひいては日本近世の行政・地方行政の到達形態、その文書形態・文書管理形態というべきものを提示することにある。

対象とするのは熊本藩領（宇土支藩領）宇土郡浦手永の三角浦村と長浜村である。支藩領とはいっても、行政的には本藩（熊本藩）領として扱われており、以下、熊本藩領として扱っていく。熊本藩当局は、文化一一（二八一四）年四月、領内農村の零落状況を調査して一六五カ村を「零落所」に指定し、うち一七カ村を「根深キ零落所」、「亡所同然」の零落所としているが、三角浦・長浜両村はこの一七カ村に含まれている。¹²郡方の部局帳簿「覚帳」を見ると、三角浦・長浜両村では、領内農村の零落状況を調査した郡横目による零落所指定を契機に零落救済・復興助成策の検討が開始され、以後二年間の二六点に及ぶ文書がまとめられ、一件文書として文化一三年の「覚帳」に収載されている。本論文では、一件文書を構成する各文書を系統的に分析し、相互に関係づけて津波被害復興助成策の政策形成過程の特質について究明し、かつ「覚帳」における一件文書の存在形態の検討を通じて、藩庁部局の行政処理・文書処理の到達形態を提示する。なお、以下使用する史料は特に断らない限り、永青文庫蔵（熊本大学附属図書館寄託）「覚帳」の文化一三年分（目録番号 文五、三、〇六）である。検討対象とする「覚帳」は表紙に「文化十三年 覚帳 巻番」と書かれ、鮑田託摩、下益城、宇土、八代の各郡からなる郡別編成をとっている。宇土郡分は袋綴じされた料紙二七枚からなるが、全て本案件関係の一件文書だけで構成されている。

本案件に関する一件文書は文化一一（二八一四）年六月に始まり、二年間わたり総数二六点の文書で構成されている（後掲表5）。最初から一件文書として集積されたのではないが、郡代側から郡方（地方行政担当部局）に提出された手永（郡と村の中間行政区）・村からの上申文書類が部局稟議の過程で保留され、現地査察・政策調整がくり返されたため関係文書が蓄積し、文化一三年に案件処理が終わった段階で関係文書全体に朱書で「一」と整理番号を

付し、同年の「覚帳」宇土郡分として綴じ込まれたことで一件文書化したものである。「覚帳」に綴じ込むに際して、郡方の担当者が案件処理の過程を一定程度考慮して関係文書を配列しており、当時の藩行政において特定の案件がどのような文書処理されて執行されているのか、行政処理の過程を解明しうる好個の素材ともなっている。同時に個別文書の中には綴じ間違いによる不連続・乱丁が相当数みられ、史料分析における原本・原物の重要性を改めて感じるとともに、当時の文書処理・文書管理のあり方を検討する素材を提供している。

註
(1) 永青文庫蔵「覚帳」。

一 津波の被害と救済

宇土郡郡浦手永三角浦村・長浜村は文化一一(一八一四)年四月に領内農村の零落状況を査察した郡横目によって「亡所同然」の零落所と認定されるが、零落の根本原因は寛政四(一七九二)年の雲仙津波にある。まず本節では、津波被害、及びその後の零落化の状態についてみておきたい。

熊本藩領における津波の被害は玉名・鮎田・宇土の三郡に及び、溺死者数(総人数四六五四人)をみると、玉名郡二二三人、鮎田郡一一六六人、宇土郡一二六六人とある。手永別にみると、玉名郡荒尾手永が一四七四人で最も多く、宇土郡郡浦手永が一二二一人でつづく⁽¹⁾。宇土郡では松山手永が四五人であるので、溺死者にみる津波被害は郡浦手永に集中している。表1に示した郡浦手永の被害(流失家屋・溺死者)状況をみると、被害は海岸部の漁村に集中し、戸口浦村・長浜村の被害が突出している。長浜村の被害について、後年郡代は「別而浪当強、家二居残候者悉程二死果、村方及亡所候」と記している。

表1 郡浦手永の津波被害状況 (寛政4年)

村名	流失家屋数	溺死者数
戸口浦村	156軒	535人
長浜村	105	* 390
下網田村	44	111
三角浦村	40	74
太田尾村	19	68
網田村		16
新開村	15	14
笹原村	40	7
網津村	2	7
赤瀬村	8	3
笠岩村		3

「寛政津波被害之図」(『新宇土市史』絵図・地図編)による。
*印は「寛帳」による。

表2 津波被害による宇土郡の小麦年貢捨方状況 (寛政4年)

手永・村名	定規小麦年貢額	捨方内容
郡浦手永長浜村	5石1斗2升	全額捨方
〃 赤瀬村	9斗6升	3分2捨方、3分1上納
〃 網田村	52石4斗8升	流失分11石2斗のうち3分2捨方、45石2升上納
〃 下網田村	40石3斗2升	門潰の5石7斗6升捨方 流失分7石6斗8升のうち3分2捨方
〃 太田尾村	5石4斗4升	門潰の1石4斗4升捨方 流失分2石6斗7升のうち3分2捨方
〃 椿原村	15石	流失分4石8斗のうち3分2捨方
〃 恵里村	5石4斗4升	流失分2石5斗6升のうち3分2捨方
松山手永篠原村		去年貢の小麦受分11石8斗7升2合20年賦上納

「寛帳」による。

次に寛政四(一七九二)年五月から六月にかけて実施された小麦年貢の捨方(納入免除)状況から津波被害をみておく。表2は川尻御蔵に納入予定だった各村の小麦年貢の捨方状況を示したものであり、郡浦手永の七カ村、松山手永の一村が捨方対象となっている。郡浦手永の惣庄屋郡浦彦左衛門が郡代杉谷伊兵衛に出した願書には、

宇土郡郡浦手永河尻御蔵弘右之村々、四月朔日之夜津波ニ而田畑小麦作とも打崩及流失、死亡之もの多、門潰ニ相成ものも有之、如何躰ニも定規小麦上納難叶段村々願出奉恐入候、極々吟味仕候処相違も無御座候、依之右之石数上納之儀、但書之通御慈悲之筋を以何とそ御捨方被仰付被下候様ニ重畳恐ながら奉願候、

とある。捨方の割合からみれば、最も被害が大きいのは長浜村である。同村は「田畑小麦作打崩、都而及流失申候」という被害状況となり、小麦年貢の全てに捨方を求める⁽³⁾。次に被害が大きいのは溺死者による「門潰」を出した太田

表3 郡浦手永村々定規小麦の現有・不足しらべ

(寛政5年6月)

村名	定規高	有小麦高	不足高	現有率
千場村	52.48 ^石	37.44 ^石	15.04 ^石	71.3%
里浦村	25.92	21.12	4.8	81.4
郡浦村	33.92	26.24	7.68	79.3
中村	34.88	26.88	8	79.0
前越村	6.08	4.16	1.92	68.4
戸馳村	27.24	25.6	1.64	93.9
波多村	14.08	9.28	4.8	65.9
太田尾村	5.44	3.2	2.24	58.8
赤瀬村	.96			
下網田村	40.32	29.44	10.88	73.0
網田村	52.48	34.56	17.92	65.8
長浜村	5.12	3.2	1.92	62.5
恵里村	5.44	1.92	3.52	35.2
椿原村	15.04	7.68	7.36	51.0
飯塚村	12.48	4.48	8	35.8
神原村	8.64	4.48	4.16	51.6
浦上村	5.2	2.56	2.64	49.2
栗崎村	14.8	7.04	7.04	47.5
合計・平均	359.8	250.24	109.58	69.5

「覚帳」による。上段は八代御納分、下段は川尻御蔵納分。

尾村・下網田村であり、小麦年貢の被害割合からみて太田尾村が長浜村に次ぐ。赤瀬村・網田村・椿原村・恵里村は小麦作田畑の流失を招いているものの、門潰を出すには至っていない。松山手永の篠原村も有明海に面しており、「津波二而塘筋田畑打崩、諸作皆無相成、御施行米拝領仕、露命を繋居申仕合」という被害を出し、小麦の流出も招いているが、この小麦は前年の年貢の一部を小麦で支払う予定分とされており、次年度からの無利子・二〇年賦による返済を求めている。

津波被害から一年余を経た寛政五年分の定規小麦年貢の充足状況(表3)をみると、郡浦手永ではいずれの村々も定規額に達していない。平均で年貢充足率六九・五%、川尻御蔵納入の村々を中心に五〇%以下の村が四カ村もある。津波で流失した田畑の被害がまだ麦作付できないような状態にあるが、長浜村は津波直後の小麦年貢全額捨方の状態から相当に回復してきていることをうかがわせる。次に本論文で対象とする三角浦村・長浜村の状態をみておこう。三角浦村は宇土半島の先端に位置

表4 三角浦村・長浜村の村勢推移

村名		寛政3年 (1791)	文化12年 (1815)	天保8年 (1837)
三角浦村	人数	289人	236人	260人
	牛数	34疋	38疋	
	働男女数	185人	141人	
	1人当り 田畑畝数	5畝6歩	6畝24歩	
	竈数	61軒	57軒	57軒
長浜村	人数	500人	248人	335人
	牛馬数	20疋	^{借牛} 8疋	
	働男女数	223人	147人	
	竈数	115軒	60軒	58軒

「覚帳」「郡浦手永略御手鑑」(『宇土市史研究』25号)による。

し、村高七九石余、田畑畝数九町六反余の小村である。田畑の過半は畑方で、畑の過半は野開が占める。立地を活かして一定の漁業の発達も見られ、元禄七(一六九四)年の調査によると、三角浦村の船構成は小船八艘、猟船七艘である。船数一二三艘の松合村、六九艘の戸口浦といった宇土郡内の拠点の漁村は別格として、一定の漁業と近海取引の展開を認めうる。長浜村は宇土半島有明海岸のほぼ中央部に位置する。村高一八六石余、田畑畝数一七町余と三角浦村の倍近いが、田方は九反余が海岸部の新地として存在するに過ぎない。元禄七年の船数一九艘は小船であり、漁業よりも近海での小取引の展開が認められる。

表4は津波被害の前年の寛政三(一七九一)年と二四年後の文化一(一八一五)年及び天保(一八三七)八年の村勢状態を示したものである。文化一二年の数字は両村が郡横目から零落所の指定を受けた状態を示している。一見して明らかのように、長浜村の津波被害は歴然である。寛政三年に五〇〇人いた人数が三九〇人の溺死者を出して一〇一人に激減し、二三年後には二四八人にまで増加しているものの、それでも津波被害直前の半分程度である。竈数も半減している。溺死者の人数からみて、津波で竈数の三分の二は流失したはずであり、竈数の増加が人数の増加に帰結していると思える。八疋の牛は全て「借牛」である。津波によって牛馬も壊滅したことがうかがえるが、「借牛」でも牛を利用するという姿勢が、長浜村において津波被害後の人数を倍増させたともいえる。溺死者の人数をみると、三角浦村は長浜村と比べて被害は少ないが、津波で落ち込んだ人数が二三年後も回復していない。両村を比較すると、津波で激甚被害をこうむった長浜村

の方が復興へ向けた動きが看取され、三角浦村では津波の被害が地域的にも海岸部に集中した分、村レベルの復興に手間取っている状況がうかがえる。

津波後の救済策についてみると、津波後間もなく流失家屋については家屋の援助があったようであるが、史料的には被害の少ない松山手永の救済策が目立つ。郡浦手永で目立った救済策がとれなかったのは、惣庄屋の病気（惣庄屋郡浦三郎右衛門の病気、養子典太の惣庄屋就任直後からの大病）と借錢返済の渋滞による。天明五（一七八五）年に一〇年賦で錢三〇貫を借用し、半分の一五貫の返済が滞っている。郡浦手永では惣庄屋郡浦彦左衛門を中心に借財返済を計画するが、七年後の寛政四年に津波に見舞われる。藩当局は、寛政六年から同一二年までの七年賦で錢三〇貫を貸付け、天明四年拝借銭の返済と津波被害復旧に当たらせる。しかし、郡浦手永では新たな借財を抱え、返済も滞るなかで連年の疫病流行となり、以下検討するような三角浦村、長浜村という極度の零落村が生じることになる。

註

- (1) 『河内町史』通史編上、八八四頁。
- (2) 『新宇土市史』資料編第三卷、四八八頁。
- (3) 右同書、四八八・九頁。
- (4) 永青文庫蔵「諸御郡高人畜浦々船数其外品々有物帳」。
- (5) 永青文庫蔵「覚帳」。

二 村段階の復興助成見積り

津波被害から二三年後、零落した三角浦村・長浜村の救済・復興助成策が検討され始める。本節では、両村の零落救済・津波復興に関する政策的立上げについて検討する。表5は藩庁郡方の部局帳簿「覚帳」の中の三角浦・長浜両

表5 三角浦村・長浜村零落救済・復興助成関係一件文書の構成

年月日	文書名	差出順序
文化11年6月	「覚」	三角浦村庄屋・百姓中→惣庄屋→郡代
文化11年9月	「覚」	長浜村庄屋・百姓中→惣庄屋→郡代
文化12年1月	「奉願覚」	惣庄屋→郡代
〃	「乍恐奉願覚」	惣庄屋→郡代
〃	「乍恐奉願覚」	三角浦村庄屋・頭百姓→惣庄屋→郡代
文化12年2月	「御内意之覚」	郡代→奉行
文化12年3月	無題（惣庄屋回答書）	惣庄屋→郡横目
〃	無題（惣庄屋回答書）	惣庄屋→郡横目
〃	無題（難渋者名附并願筋）	惣庄屋→郡横目
〃	「御受申上覚」	三角浦村庄屋・頭百姓→惣庄屋→郡代
文化12年4月	「覚」	郡横目→郡方
〃	「覚」	郡横目→郡方
文化12年9月10日	無題（奉行達書）	奉行→郡代
文化12年9月	「御内意之覚」	郡方
〃	「御内意之覚」	郡方
文化12年10月	無題（惣庄屋回答書）	惣庄屋→郡代→奉行
〃	「郡浦手永三角浦・長浜御救立頭ラ書」	郡方
文化12年11月	無題（奉行達書）	奉行→郡代（未通達）
文化12年12月	「覚」	惣庄屋→郡代→奉行
文化12年12月16日	無題（奉行達書）	奉行→郡代
文化12年12月	「覚」	惣庄屋・山支配役→郡代→奉行
文化13年1月16日	「御請申上覚」	郡浦会所役人→惣庄屋→郡代
文化13年1月	無題（庄屋中請書）	郡浦手永庄屋中→惣庄屋→郡代
〃	「奉願覚」	惣庄屋→郡代→奉行
文化13年1月晦日	無題（奉行達書）	奉行→郡代
文化13年2月	「覚」	惣庄屋→郡代→奉行
文化13年6月	「奉願書」	惣庄屋→郡代→奉行

「覚帳」による。

村の零落救済方に係る一件文書を年月日順に示したものである。一件文書は文化一一年六月の文書に始まっている。郡横目が領内村々の零落状況を調査し、その結果を「諸御郡零落村しらへ帳」として奉行に提出したのが文化一一年四月であるので、この調査結果を受けて三角浦・長浜両村の零落救済・復興策が計画されたものといえる。

1 村側の取組み

表5によると、両村の零落救済・復興策は村側から動き始め、その原型がつくられている。両村の復興助成策適用に向け

た村側の取り組みは二つの方式をとっている。第一に、文化十一年六月と九月に両村から出された年間行事を中心に日常生活全般の簡素化に向けた請書提出であり、第二に、翌同一二年正月に惣庄屋から郡代に提出された両村の復興助成見積りである。

まず前者から検討する。文化十一年六月と九月に両村の庄屋以下百姓中は、年間行事に関する節儉努力の内容とその遵守を誓った請書を手永の惣庄屋を通して郡代に提出している。郡代が両村に復興助成策を適用するに際して、両村に覚書を示し、年間行事を中心に節儉の自助努力についての請書提出を求めたものと推測される。両村は日常の諸行事を事書で示し、惣百姓相談のもとで簡条ごとに節儉内容を取り決めている。三角浦村と長浜村では請書提出に三カ月の隔たりがあり、簡条ごとの内容も三角浦村では行事の現状と今後の節儉取り組みを示しているのに対し、長浜村ではほぼ後者のみを記述している。ここでは三角浦村を中心におく。

三角浦村の請書では小百姓五人、頭百姓二人、横目一人、庄屋一人の都合五六名が連署し、年間の恒例行事、親類・近隣の者たちとのつき合いについて取り止めたり、簡素化して農業生産に出精することを誓約している。三角浦村の竈数は五七戸であるので、一戸を除けば惣百姓が誓約し、押印していることになる。本文書の最初の「年始」部分と最後の部分を示すと「史料1」「史料2」のようになる。

〔史料1〕

覚

一年始之事、

此儀、当時迄者至而身近親類者相互ニ餅ニ手作之至而軽キ品等取遣、濁酒ニ餅之振廻仕来申候処、此度御救立奉願候ニ付、以来左之通相改申度、私共何れ茂相談仕候、

一農家作之餅、漁家船玉之餅者是迄之通壺重備へ、親類并村中・組合中者三ヶ日之内ニ門礼迄ニ而双方相済、三ヶ日越候分者互ニ返礼たり共流ニ仕、規式相止めメ可申候、尤親子兄弟出入之儀茂同前ニ相心得可申候得

共、夫二而者孝弟之親ミも自然と疎遠成行可申候間、親子兄弟二限出入・振廻等之儀者只今迄之通二仕、餅并年玉等之取遣ハ双方共二相止メ可申候、左候而是又成たけ三ヶ日之内二相仕舞可申候、

〔史料2〕

右者郡浦手永三角浦村零落二付御救立奉願候二付而者、御上之御難題者不及申上、諸方銀主〳〵江茂迷惑を懸、至而不容易儀二付、村方一統儉約仕、成立之仕法を付申候様稜々御覚書被渡下、猶御口達精々被仰付候趣共二村方惣人数共二委ク奉得其意候、被仰付候趣を以私共精々申堅メ候所、則此儀書を以申上候通御座候、小前之儀者右之通申堅メ相互励合、村役人等ハ被仰付之趣并此節申堅候筋を以兼々見拟仕、急度心得方立直せ可申候二付、何卒御憐愍之筋を以御救立被仰付被下候様二惣人数一同に奉願候、為其小前人別・村役人連印之御請書指上申候、以上、

文化十一年六月

三角浦村小百姓

久助 ㊦

弥久平 ㊦

(以下、小百姓・頭百姓・横目五二名分略)

同村庄屋

新蔵 ㊦

郡浦典太殿 ㊦

片山九郎兵衛殿

〔史料2〕で注目されるのは、請書の連署部分において、久助・弥久平以下の都合五一名の百姓、頭百姓、村横目、庄屋それぞれの名前の下、宛所の惣庄屋の名前の下に実印が捺されていることである。本文書は村方から提出された請書の原物であり、郡代によって村方請書が藩庁部局〳〵郡方に持ち込まれ、後に一件文書の一部として「覚帳」に綴

表6 三角浦村・長浜村節儉筋請書の内容（文化12年）

請書の事書	三角浦村の取決め	長浜村の取決め
年始の事	<ul style="list-style-type: none"> ・農家作の餅、船玉の餅は従来通り一重を供える。 ・親類・村中・組合中の年始の挨拶は門札まで行う。 ・親子・兄弟に限り出入・振舞を行う。 ・仕餅・年玉の取替わしは止める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親類との餅・酒の取替わり、饗応は止める。 ・年始の挨拶は門札までとする。
三月三日の事	<ul style="list-style-type: none"> ・草餅は形だけ搗く。 ・草餅にかえて粽餅で家内で祝うことにし、取替わりは止める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・草餅の取替わりは止める。 ・行事を自粛する。
五月五日の事	<ul style="list-style-type: none"> ・粽は形だけこしらえ、家内だけで祝う。 ・親子たりとも粽の取替わりは止める。 ・農作業は朝に行い、昼は骨休めとしたい。 ・休みも無意味に休まず、縄・草履・わらじをこしらえ、売代を貯える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村中で粽のこしらえを止める。 ・当日は休方としたい。
七月七日の事	<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り節句の規式をせず、神酒も供えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休みをとらず、神酒を供えない。
九月九日の事	<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り節句の規式を行わない。 ・郡浦三宮社には朝仕事までして参詣する。 ・濁酒造りは止めるが、少量の醴を作り、神酒として供えることは認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来も農業を止めず、神酒も造っていない。
二月・十一月十五日山神祭の事		<ul style="list-style-type: none"> ・従来白米5合を徴収し、酒を造り、飯拵えをして一日祭りたるを止める。 ・神酒は供える。 ・両日は休みとする。
四月・十月十八日観音祭の事		<ul style="list-style-type: none"> ・神酒代2分徴収し神酒を供えることを止める。 ・休みとせず、農作業終了後に7文ずつ持寄り、神酒を供える。
八月廿五日村産神・天神祭の事		<ul style="list-style-type: none"> ・米銭徴収による馬場村三宮社への奉納、惣人数揃による村方天神社での祭りを止める。 ・当日は休みとする。
村氏神九月十三日祭の事	<ul style="list-style-type: none"> ・家別2合5勺の米を持寄り、宮守宅で醴を造り、神納する。 ・各家の濁酒造りを止める。 ・他村からの客を受け入れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁酒造りを止める。 ・他村からの客は受けない、他村の祭には出かけない。

請書の事書	三角浦村の取決め	長浜村の取決め
雨乞の事	<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り神酒代・御供米代・線香代を徴取し、氏神に宿籠させる。 ・祈祷料を徴取し、三宮社に詣る。 	
虫除并其外臨時に村氏神へ祈念等の節の事	<ul style="list-style-type: none"> ・神酒供えの出錢を、家主当り3分から家別1分に変更する。 	
名附祝の事	<ul style="list-style-type: none"> ・改名者が7年、10年ごとに米3升程出し合って行ってきた名披露を、錢1匁出し合いによる名弘めとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・14、5年、20年ごしに村中へ名披露するのを止め、改名者による神酒供え、庄屋への改名書付提出に改める。 ・当分の間改名を見合わせる。
嫁取・婿入の事	<ul style="list-style-type: none"> ・親類、近所の者を呼んでの酒肴振舞いを止め、身近き親類・媒酌人だけへの簡単な料理で済す。 ・脇方への案内は止める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親類、近辺の者を呼んでの酒肴振舞いを止め、身近き親類・世話人だけに簡単な料理、少々の酒を出す。 ・脇方よりの欲びは禁止とする。
御講の事	<ul style="list-style-type: none"> ・1人につき米・粟・麦の類3合、錢6文を取集めての講は止める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月28日、1人につき米・粟・麦の類3合、錢10文取集めての講を、米・粟・麦3合、錢5文ずつで継続する。
牛馬繕の事	<ul style="list-style-type: none"> ・若者どもが寄り合い、錢3分出して行ってきた賄いを止める。 ・神酒1升を取寄せ、白樂だけを賄い、その他の者は宿本へ帰す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波以後、牛馬を所持せず、繕い方もなく、見合わせもない。 ・繕い方の者に簡単な飯捲えをし、すみ次第引き取らせる。
病人の節の事	<ul style="list-style-type: none"> ・親類・五人組は勿論、近辺の者も相互に助け合うこと。 ・今後とも病家で賄いを受けることを禁じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自勤にて加勢せよ。
送礼の節の事	<ul style="list-style-type: none"> ・身近き親類だけで旦那寺を申し受け、世話をせよ。 ・棺捲え、野辺の仕事は村中で加勢せよ。 ・賄いは旦那寺と遠方の親類だけに手軽くせよ。 ・親・兄弟たりとも賄いを受けてはいけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親類、近辺の者が打寄せ、世話・賄いを受けて来たが、今後は、身近き親類まで賄いを受けよ。 ・近辺の者の賄いは相互に止める。
年回仏事の事	<ul style="list-style-type: none"> ・身近き親類だけで旦那寺での父母年回を行うこと。 ・両親以外の仏事は米1升、錢1匁をもよりの寺に上げ、読経だけの手向けとせよ。 	

請書の事書	三角浦村の取決め	長浜村の取決め
一家・親類相互会釈の事	・これまで会釈がましきことはしていないが、今後も質素につとめる。	・これまでも、してはいない。
村役人打寄、或者他所役の節、飲食諸造用等之事	・今後造用村方にかからざるよう村役人中で取決める。	・これまでも村方に造用はかかっていない。
庄屋・帳書・村役人会所或者他所江出勤之節小遣造用の事	・これまでも余儀なき筋合で他所へ出かける場合は村方の造用にかかったが、今後は取止める。	・これまで通り一切村方造用にかけない。
諸役人衆入込の節の事	・随分手軽く御法の通り心得える。	・賄方随分手軽くし御法の通り心得る。
見廻衣服・飲食儉約の事	・御達の趣を守り、相慎む。 ・羽織・足袋など不相応の品を服用しない。	・衣服などの仕継ぎを止める。 ・羽織、足袋類を服用しない。 ・打寄りて酒光りなどしない。
早朝仕事取付の事 夜なべの事	・毎朝、庄屋・村役人が巡回し、仕事取付けにせり立てる。 ・朝寝を取締る。 ・頭百姓は輪番で巡回し、夜なべ仕事を取りまとめ、燈油・焼松を削減する。	・毎朝、庄屋・村役人が巡回し、仕事取付けにせり立てる。 ・朝寝を取締る。 ・頭百姓は輪番で巡回し、夜なべ仕事を取りまとめ、燈油・焼松を削減する。
家作事等の事	・造り渡しの家を物好みで作事することを禁じる。	・造り渡しの家を物好みで作事することを禁じる。
田畑根付手後れ草荒等の事	・これまでのように手後れ草荒の節は親類・五人組に限らず、村中相互に励し合い、出精せよ。	・病災などで草さらえ手後れの節は、親類・五人組など加勢せよ。 ・故なく怠りたる者は相糺すこと。
若者共色々に名を付打寄、飲食等致候儀一切相止可申事	・決して行わない。	・これまでも一切行っていない。
盃并吸物膳碗惣輪硯蓋肴鉢等所持仕間敷事	・周知の零落所で朝夕の食器以外売れるような道具を所持する者など一人もない。 ・新規の道具購入も禁じる。	・売り払えるような道具は農具仕継ぎ代、肥し代にせよと命じられているので、調査し、道具所持の者には売立てさせる。
道懸りの芸者暫も留置申間敷事、諸勸進・物貫断の事	・今後はきつと断わる。 ・入口に高札を立てる。	・人別に村方への入込みを断わる。 ・入口に高札を立てる。

「覚帳」による。

じ込まれている。引用史料中に「稜々御覚書被渡下、(中略)被仰付候趣を以私共精々申堅メ候所、則此儀書を以申上候通御座候」と郡代に説明しているように、請書の簡条は郡代側の指導を受けつつ作成されている。そして請書に庄屋以下、村方の惣百姓が連署する形態をとることで、請書が惣百姓の主体的関わりのもとで作成されたことを内実化させている。

表6は三角浦村・長浜村で相談された簡条の取り決めを示したものである。「史料1」に示した「年始之事」に始まる簡条は三角浦村で二七カ条にわたる。年間の行事、信仰生活、婚姻・葬送をはじめ、日々の生活全般に及んでいる。全体として年間の恒例行事にともなう家族・親類・近隣との付き合いが自粛されているが、三角浦村は極端な節儉策をとらず、長浜村の方が自粛内容を徹底させている。

2 助成申請の内容構成

次に惣庄屋は両村の復興助成の内容をとりまとめ、文化一二年正月にそれぞれ「奉願覚」(三角浦村)「乍恐奉願覚」(長浜村)と題する上申書を郡代に提出している。一件文書を見ると、同じ文化一二年正月に三角浦村の庄屋・頭百姓は別途堤(溜池)の掘方を願ひ出ている。注目したいのはその文書形態である。「乍恐奉願覚」と題する上申書は次の通りである。

〔史料3〕

乍恐奉願覚

松出畑数九枚 五拾番

一畑壹畝拾貳歩

高壱斗三升壹合貳勺

御土物成式升四合八勺七才

志水畑数貳枚 六拾六番

郡浦手永

本方

三角浦村

一畑壹畝

高六升

御土物成壹升壹合三勺貳才

首入田壹枚 四拾貳番

御郡方

一田三步

定米畝物

上來壹合三勺壹才

田畑畝合貳畝拾五歩

右者宇土郡浦手永三角浦村之儀川筋・井手筋無之、素々出水等茂無御座、天水所ニ而年々及旱田、皆無同前ニ相成、御損毛多、近年者別而旱田強ク甚難洪仕候間、新堤堀方右書上候場所宜ク可有御座与及見申候間、堀方御免被仰付可被下候、三角浦村之儀纒之田畑ニ而御座候得共、迫々ニ而数ヶ所ニ堀方不仕候而者水掛不宜、右願之通当春堀方御免被仰付被下候ハ、御百姓共何れ茂競付、農業出精可仕与奉存候、尤堤床御年貢之儀者受免年限中者村弁被仰付、請免後ニ至候ハ、三ヶ二御免被仰付、三ヶ一村弁被仰付被下候様奉願候、則右堤床絵図并費地坪付帳共ニ相添差上申候、何分ニ茂宜敷被成御達可被下候、為其乍憚書付を以奉願候、以上、

文化十二年正月

三角浦村頭百姓

林助

同

伊左衛門

同村庄屋

新藏

右堤床私共立合見分仕候處、村方願之通相違無御座候間、

如願御免被仰付被下度奉願候、尤堀方積等之義ハ追而帳
面を以御達可申上候、為其肩書加印仕上候、以上、

郡浦典太殿印

右同断^①

正垣常右衛門殿印

片山九郎兵衛殿

本文書は、海辺の早魃地である三角浦村の村役人Ⅱ庄屋・頭百姓が郡代に三カ所の新堤（溜池）の掘方と費地（堤用地）の年貢負担について願い出たものである。惣庄屋と井樋方担当の在御家人と推測される正垣常右衛門の名前の下に両名の実印が捺されているように、本文書は原物である。村方から提出された上申書の原物が藩庁の部局帳簿にそのまま綴じ込まれ、郡方の部局稟議の起案書として機能しているところに注目を要する。すなわち庄屋・頭百姓が作成した村方の堤造成に関する上申書は惣庄屋から郡代に、郡代から郡方に提出されている。郡方は現地見分にあたる郡横目を派遣し、郡横目田尻政右衛門が見分書と絵図を提出したことで郡方の部局審議にかかり、文化一二年一月一六日付の奉行達書で認可されている。

このように村方の庄屋・頭百姓の上申書が郡方に提出され、上申書の原物がそのまま郡方における部局稟議の起案書となり、政策形成の一端を担っている。こうした類いの文書・文書処理の事例は「覚帳」に数多く存在するが、三角浦村において零落救済・津波復興策のとりまとめが問題になっている時期に、村方から新堤造成の申請がなされていることに注目したい。三角浦村では庄屋・頭百姓を中心に復興策の一環として新堤が計画されており、こうした村方の事業提案に向けた取り組みは、以下検討する村全体の復興策のとりまとめの動きにも通じるものと思える。

さて、表7は両村の助成申請内容を整理したものである。助成内容の内訳は、①質地請戻し、②借錢（利子分）の返済、③家屋・建物の新規建方・繕い、④牛・農具購入、⑤漁船新規造立て・繕い、⑥漁具購入、⑦商売元手銭、⑧

表7 三角浦村・長浜村の助成申請内訳（文化12年）

助成対象	三角浦村分	長浜村分
● 質地請戻し	13貫871匁6分	4貫388匁7分
● 借錢利子分	1貫 25匁2分2厘	2貫816匁7分4厘
● 居家（貫屋）建方	240匁（6軒）	590匁
● 居家（掘立）建方	30匁（2軒）	居家建方（2軒）、居家繕い（6軒分）
● 居家繕い	252匁5分（4軒）	質書入れ請返し（1軒）
● 牛屋建方	80匁（8軒）	牛屋建方（13軒）
● 牛購入	675匁（9疋）	1貫579匁5分
● 農具購入	359匁	作牛・農具購入
漁船新造	1貫 50匁（3艘分）	1貫300匁
古船購入・繕い	440匁（3艘分）	4枚帆・3枚帆新造
商売船購入	600匁（1艘分）	
投網購入	1貫800匁（18帖）	650匁
鰯網購入	500匁（1帖）	立網・古船購入
船具購入	75匁	
肥シ取綴子網購入		3貫185匁
* 商売元手銭	400匁（2人分）	
荒地開明け	300匁	
新古場開明け	1貫	
* 柴萱購入	3貫	3貫
（魚間屋仕立て）	（1軒）	
（商札認可）	（4軒）	
（堤築方）	（3ヵ所）	
合 計	25貫698匁8分2厘	17貫509匁9分4厘
{ 借用分	3貫400匁	3貫
{ 拝領分	22貫298匁8分2厘	14貫509匁9分4厘

「覚帳」による。*印は借用分、他は拝領分。

●印は最終的に認可された分。

柴葺購入、の八つに大別される。

助成内容・金額は次のような作業をもとに決定されたものと推測される。まず村方では、村内五七戸の全百姓を、(1)「兎哉角仕候者共」(二三戸)、(2)「難儀之御百姓」(二四戸)、(3)「漁方之者共」(一〇戸)、(4)「無高者共」(三戸)、(5)「新百姓仕立者共」(五戸)、の五つに区分している。(1)は今回の助成策を必要としない百姓、(2)～(5)は(1)の「兎哉角仕候者共」に対して「零細之小前」と呼ばれ、助成の対象とされている。長浜村も助成を必要としない百姓を「御願立不奉願候分」として助成対象から除外している。では「兎哉角仕候者共」という百姓をどのようにして決められたのか。文化一二年六月に節儉目標を取り決めた請書を作成する段階では、村役人(庄屋・頭百姓・村横目)を除く百姓の全てが「小百姓」として連署しているが、これら小百姓から「兎哉角仕候者共」を除外する作業がなされている。

表7に示した助成内容からみて、(1)を分ける基準は土地の質入、借銭がないことが想定される。三角浦村では助成対象外とされた「兎哉角仕候者共」が一三竈、助成対象の「零細之小前」が四二竈であるが、両者の平均田畑畝数は「兎哉角仕候者共」二反、「零細之小前」一反といずれも零細である。同村の質地売却分二町一反六畝のうち、村内に質入された分が一町五反六畝三步(全体の約七二・二%)である。村内では「兎哉角仕候者共」を中心に質入されていたとみられるが、これら質地分を加えても「兎哉角仕候者共」の田畑規模自体零細である。彼らが海岸部に立地して漁業や小舟による小取引を行い、津波被害を受けていた可能性もある。いずれにしても三角浦村では住民総体の生活条件が零細でありながら、総竈数の約五分の一に当たる村内質地受取層が「兎哉角仕候者共」と呼ばれて助成対象から除外されているところに、津波被害を引きずる零落状況のもとで、復興助成策の適用をめぐる村内対立が表面化していたことが想定される。

一方の長浜村の場合、助成対象除外者は四軒であり、彼らの新地・野開を除く本田畑の平均持高は約九石、残る五一軒の平均持高が約三石なので、助成対象外の四軒は救済を必要としない村内上層とみられる。もともと長浜村の質

地高は錢六貫弱と多くはなく、また村内質取主とみられる助成対象外者が、今回の助成申請から外れるような村内合意のあり方が質地高の少なさと関係していたとみられる。

いずれにしても村の惣百姓から「兎哉角仕候者共」を析出・除外する村内作業ができれば、後の作業は比較的スムーズに進んだものとみられる。助成対象の百姓を(2)から(5)に分け、各百姓区分ごとに助成内容を取りまとめる作業である。こうした作業過程を示す史料として、後に(文化一二年三月)惣庄屋が現地査察に来た郡横目に提出した書付の一部を示す。

〔史料4〕

三角浦村難渋之御百姓御救立奉願候分名前

幸七 弥吉 助八 幸右衛門 作兵衛 忠平 新左衛門 甚三郎 久八 彦八

孫七 茂七 伝助 四郎兵衛 勇平 安右衛門 九郎次 藤七 助次郎 徳左衛門

小七 弥久平 久助 久右衛門 〆式拾四人

一 錢式百四拾八匁五分 農具代

一 同拾壹貫百八拾八匁五分

此質地壹町九反九畝廿壹歩

一 同六百八拾式匁七分式厘 借財之内拝借奉願候分

一 同百式匁五分 居家取繕料

一 同百目 投網壹帖代

一 同四拾目 居家一軒新規建方

一 同三百七拾五匁 牛五疋新規求代

一 同式拾目 牛屋式軒新規堀立建方

一同百目

商之元入各別拜借

錢合拾貳貫八百五拾七匁貳分式厘

この史料は四つの助成百姓区分のうち(2)「難澁之御百姓」の助成内容を示したものである。惣庄屋の書付には以下「漁方之者共」「無高者共并新百姓仕立候者共」の名前と助成内容が示されている。こうした百姓区分ごとの助成申請は文化一二年正月の上申書では次のように記されている。

〔史料5〕

一 居家四軒

此取繕料式百五拾貳匁五分

但、助八・長七・伝助・源兵衛、当時之居家極々間狭之上、痛損住居難成、繕方願出申候間、本行繕料如何様とぞ御仕法被仰付被下候様奉願候、

一 牛家八軒

但、新規堀立九尺二九尺

此造料八拾目

竹木一式 御郡御山内ノ被為拝領候様奉願候、

但、久八・宇七・紋三・義八・権助・市兵衛・弥七・勇平、当時迄牛家所持不仕、此節本行之通り菅軒完御造渡願出申候間、宜御仕法奉願候、

一 牛数九疋

此代六百七拾五匁

但、忠平・甚三郎・久八・宇七・権助・市兵衛・勇平・弥七・九郎次、当時牛所持不仕、此節菅疋完御買渡願出申候、本行錢高とぞ御仕法奉願候、

本文書にみるように、三角浦村では文化一二年三月の上申書にも助成対象の個人名が記されている。長浜村でも百

姓個人別の助成内容が記された冊子が郡代に別途提出されている。両村の助成申請は個々の百姓の要望を基礎に積み上げられていたものといえる。表8は上申書に記載のある個人別の助成申請状態を示したものである。上申書に個人名が記されたのは、居家のほかは牛・牛屋・漁船・投網など生業関係が多く、質地・借錢は全体金額が記されている。表8に記載されているのは二七名の百姓分であり、申請内容は家屋と生活を立て直すための生業手段に分けられる。津波被害直後、流失家屋については藩側の援助で応急措置がなされている。それでも津波被害から二三年を経ており、

表8 三角浦村百姓の助成申請内容（文化12年）

名前	百姓区分	助成申請対象	銭額(匁)
紋三	新	居家（貫屋）・牛屋建方	50
義八	新	居家（貫屋）・牛屋建方	50
権助	新	居家（貫屋）・牛屋建方、牛購入	125
市兵衛	新	居家（貫屋）・牛屋建方、牛購入	125
弥久平	難	居家（貫屋）建方	40
平七	漁	居家（貫屋）建方、投網購入	240
作助	漁	居家（掘立）建方、漁船新造	365
弥七	新	居家（掘立）・牛屋建方、牛購入	65
助八	難	居家繕い、投網購入	263
長七	無	居家繕い	63
伝助	難	居家繕い	63
源兵衛	漁	居家繕い、投網・船具購入	325.6
久八	難	牛家建方、牛購入、商札認可	145
宇七	無	牛家建方、牛購入	85
勇平	難	牛家建方、牛購入	85
忠平	難	牛購入	75
甚三郎	難	牛購入	75
久郎次	難	牛購入	75
文吉	難	商売船購入	600
助次	漁	漁船新造、投網・船槽購入	612.5
利助	漁	漁船新造、投網購入	347
伝次	漁	古船購入・繕い、投網購入	420
太七	漁	投網購入、罟網新規仕立て	700
嘉平	漁	古船購入・繕い、投網購入	347
七平	漁	商札認可、商売手元銭	200
新左衛門	難	商札認可	200
茂平	漁	商札認可	

「覚帳」による。百姓区分は、難：「難儀之御百姓」、漁：「漁方之者共」、無：「無高者共」、新：「新百姓仕立者共」。

「極々古家」「極々間狭」を理由に三角浦村で一二戸、長浜村で九戸が居屋の新築・繕いを求めている。新築といつても記載がある掘立の居屋規模（九尺×三間）からみて当時としても貧弱である。仕立て百姓の五名には居屋に加えて牛屋・牛購入が要求されているように、零落状態から復旧するための生業手段に助成申請の力点が置かれている。牛一疋の購入費七五匁、居家（貫屋）新築費（大工・木挽費）四〇匁を目安に個人別金額を見ると、漁業者の銭額が大きい。三角浦村の漁師は津波以前で八軒、津波被害で四軒となっている。漁師たちは村外に出ている四軒を呼び戻し、申請時点で「漁師者共」は一〇軒となっている。漁師一〇軒のうち六軒が漁船（漁船新造三艘、古船購入・繕い三艘）を申請し、全戸が網を申請している。投網の場合、津波以後も一帖宛の投網が所持されていたが、この際に二帖、三帖と申請する動きがある。太七のように投網に加えて鯛網も新規に仕立てようとする者もいる。全体として百姓たちは質地・借銭から解放され、生業手段を得て成立ちの基礎を作り出したという方向がみえる。その結果個人の助成申請を基礎にした村全体の助成申請額は大きく膨らんでいる。

3 惣庄屋による現地調整

注目されるのは、三角浦村の上申書が願書としてはやや異例な内容を本文に含んでいることである。すなわち惣庄屋郡浦典太は、同村が極度の零落状態にあり抜本的な救済策が必要であるとして、総額二五貫余に及ぶ助成を願い出つつ、手永会所から遠く離れた村方に対する指導・監督の不備を認め、村側の復興に向けた取り組みを監督する「受持根役」の派遣・駐在を条件として提示している。そこには惣庄屋が村側・村民側からの助成要求を十分調整できず、監督役人の駐在を条件に村民の要求を認める形で上申書を取りまとめた経緯を推測させる。このことが長浜村との申請金額の差となって現れているが、監督役人の村方駐在という点では両村に共通する。この根方役人に関係して、三角浦・長浜両村には共通して、村に一軒ずつ魚問屋の設定が要求され、借入金的大部分を占める柴・萱代が存在する。長浜村の魚問屋について、次のように記されている。

[史料6]

一 魚問屋耆軒

但、長浜村之儀以前より引綱・立綱・手繰網等之漁仕候者御座候処、村方者勿論、他所之漁師甚々難渋仕候間、右問屋耆軒今度御救立二付而、根方兩人御立被下、右根方之者江御免被仰付被下候様二奉願候、如願被仰付被下候ハ、御救立一式根方役受込せ、日々産業透々稼品々之内より日貫銭等取立せ可申候、右之通被仰付候ハ、他所之漁師共弥以所付仕、村方極々勝手二相成、成立之基ト奉存候間、宜被仰付被仰付被下候様奉願候、つまり、長浜村に二人の根方役人が「魚問屋」として駐在し、漁師たちの日々の稼から一定額を「日貫銭」として取り立て、生業成立ちの基手銭としてプールしようというものである。また銭三貫の柴・萱代は、村民が刈り取った柴・萱を根方役人が買い取るための資金とするものであり、根方役人は買い集めた柴・萱を旅船に売却し、収益を借用銭の返済に充てるように計画されている。惣庄屋郡浦典太は、両村との復興助成策をめぐる調整過程において、とくに三角浦村側の要求調整に限界を感じ、復興策を確実に実行するために、根方役人を常駐させ、両村民の生活全般を監督するとともに、日々村民の現金収入となる漁業や柴・萱採集を根方に監督させ、村方成立ちを確保しようとしている。

4 郡代の部局審議申請

さて、文化一二年正月に惣庄屋から三点の上申書を受け取った郡代は、同年二月、郡方の部局長たる奉行に部局審議を申請する「御内意之覚」を提出する。郡代は、改めて津波被害による両村の零落ぶりにふれ、「難渋之根元者津波故之儀二付、子ノ年ノ前之産業を旧復仕候ハ、成立可申候」という立場から抜本的な復興助成策の必要性を指摘しつつ、惣庄屋ともども現地を指導した経験から、莫大な助成金が投入されても富者を肥やすばかりで一時的な救済にしかならず、両村の庄屋の行政能力にも問題があるとして新たな提案をする。すなわち、惣庄屋の考えを更に進め、根方役人の駐在による村方監督という惣庄屋の考え方を継承しつつ、莫大な額の拝領金を認めず、都合四三貫余の助成額全体を無利子・二〇年賦で借用させ、根方役人による年間二度の借財取り立て、借財返済までの田畑・漁具・船

の抵当化といった条件を提示し、これらを条件に三角浦・長浜両村への復興助成策適用を郡方担当の奉行に申請する。以上、検討してきた文化一一年六月から同一二年正月までに郡方に提出された村・手永段階の五点の文書は全て原物である。郡代は「御内意之覚」と称する上申書にこれら四点の文書を添えて担当部局（郡方）に提出し、郡方による審議を求める。この「御内意之覚」も原物である。「覚帳」の最大の特色は、郡代から藩庁部局に上申される村・手永段階の文書の原物を部局稟議の起案書とし、部局の回議・決議に付して政策として執行していることである。この事実は、津波被害零落所の救済・復興策という政策形成の実質が村・手永段階で担われていたことを物語る。郡代から郡方に提出された村・手永段階の四点の文書がこれに相当する。本来ならば郡代の上申書（「御内意之覚」）は手永・村との間の政策調整をふまえて作成・提出されており、藩当局⇨郡方は郡代の「御内意之覚」をもとに部局稟議を開始する。しかし本案件は、そうはならなかった。復興助成額のふくらみ、そして惣庄屋自らが村方調整の限界を吐露し、郡代が現地庄屋の能力に疑問を呈する状況では、以上の上申書類はそのまま部局稟議の起案書とはなり得ず、更なる行政手順を踏むことになる。

三 復興助成をめぐる乖離と調整

三角浦・長浜両村の零落救済・復興助成の内容と金額をめぐる村・手永側とその査察に当たる郡横目、郡横目の査察結果を重視する藩庁部局（郡方）との間に大きな乖離を生じる。部局側は郡横目による査察を「御察討」と呼び、乖離の存在に村・手永側の助成見積もりの問題点が集約されているとみて、徹底した査察と村・手永側との調整を尽くす。本節では、両村の復興助成をめぐる乖離の実態と背景、そして政策調整の過程について検討する。

1 郡横目の査察と報告

まず郡横目の査察について検討する。郡横目は郡方への上申案件が提出されれば現地査察を行い、上申内容の妥当

性について検討するが、通常、村・手水段階で積み上げられ、惣庄屋・郡代との政策調整を経た上申案件については、これを承認する方向で査察報告書を作成することが多い。ところが本案件については、文化一二年三月～四月に郡横目に関係する五点の文書が作成されているように（前掲表5）、惣庄屋と当該の村方は郡横目の徹底した査察を受ける。

郡横目の査察が集中した三角浦村についての尋問事項は次のようなものである。①三角浦村の助成申請額は一七年間分の年貢額に相当するが、削減の見込みは立たないのか。②借用銭に一割の利子を付けて二〇年賦とし、毎日「日貫銭」として取り立てるといだが、その仕法はどうなっているのか。③家居を新規に建てる者の現在の住居はどうなっているのか。家居は貫屋でないといけないのか。④造用銭による野開、古場開明け方は他所に類例はあるのか。⑤三角浦村は小高の割りに人数が多く、耕作地が不足していると言いが、無高者を取り立てたり、奉公に出ている者を新規に百姓に仕立てるのはどういう趣意か。⑥相応の土地を所持する百姓も質地請戻しを願ひ、質地代が「莫大之錢高」となっているが、削減できないのか。また漁方の者が質地請戻しを願うなど「両様」の願筋がみられるが、漁方に限っても渡世できるのではないか。以上のような郡横目の尋問事項に対して惣庄屋は、別途個人別の救済内容を書き立てて復興助成策全体の必要性を強調している。

郡横目は惣庄屋の回答をふまえて、郡方に査察結果を報告している。報告書は大きく二つに分かれる。一つは助成内容をめぐる査察結果の問題点であり、もう一つは助成金額の査定である。前者の要点は次のようなものである。①人別の難渋の度合を考慮せず、百姓個々の助成要求額を加算しており、小高の村の割には「大造の願筋」である。②村の年貢額と助成申請額が不釣合である。とくに三角浦村の場合、一年分の年貢額が二六石余、助成申請額が米に直して二六〇石になるので一七年分の年貢額に相当する。惣庄屋に多少縮減させたが、減方はむづかしいと回答している。長浜村でも三、四年分の年貢額に相当する。③所定の「御格」証文ではなく、当事者間の相對証文による質地の取交わしを行っている。証文なき質地も多く、とくに三角浦村では質地請戻し額がふくらんでいる。④三角浦村では

居屋敷高だけの無高、漁方・山稼の者など多様な生業で生活しているが、農業を中心とした助成申請を行い、村高の不相応な銭高となっている。⑤三角浦村は早損所であり、新堤三カ所の掘方を認める。また同村における新地の開明けも認めるが、造用钱出方による開方は類例がなく、造用钱は認められない。⑥三角浦村の質地請戻し畝数（二町一反六畝）は他村分が少なく、多くが村内の者同士のやり取りなので、質地を請戻しても百姓成立ちの見込みは立たない。⑦長浜村は無高百姓も存在せず、持高もある程度釣り合って、農業を中心に商売・船漁・立網ともバランスがとれているので、「民力強メ方之御仕法」（資金援助による生業救済）が有効であり、農業が復興すれば漁方・舟方も立ち直り、津波被害にあった村々の復興策のいい例となるのではないか。⑧三角浦・長浜両村が津波被害にあった郡浦手永の村々の中でも難渋しているのは事実であり、願筋に対処してやらないと難渋はさらに進むが、助成申請額が不相応に大きい。

以上の諸点を指摘した上で、郡横目は両村の助成額を次のように提案している。三角浦村は土物成（三ツ五朱）の一ツ五分を一年分の助成額とし、その五年分として米五〇石九斗八升、長浜村は土物成（二ツ一分）の一ツを二年分とし、五年分として米九三石余。両村に一年分三〇石四斗九升、五年分一五二石四斗八升を助成するのが妥当である。他に三角浦村に漁船二艘（村側の申請三艘）と投網二帖（同一八帖）、長浜村に牛五疋（同一三疋）の代銭一貫四〇〇目を助成する、としている。

2 郡方役人の査察と報告

郡横目の査察報告書を受けて郡方・奉行に二つの動きがみられる。一つは、郡代に対して郡横目報告書の問題点を五カ条で示し、惣庄屋からの回答を求めたことであり、もう一つは、郡方役人に命じて惣庄屋郡浦典太周辺の査察を命じたことである。後者からみて行く。文化一二年九月、郡方（丸山林次・下川喜兵衛）は「御内意之覚」と題する査察報告書を提出している。丸山林次は郡方根取クラスの人物として確認でき、二点の「御内意之覚」は、いわば郡方部局の事務局長Ⅱ郡方根取自らが作成した現地見分書といえる。根取は部局の中心であり、部局稟議を主導し、政

策形成の實質に關与する存在であり、個別事案の現場に自ら赴くことはない。その根取が奉行の命を受けて現地に向き、郡横目に加えて二重の査察を行っているところに、復興助成策をめぐる藩庁部局と現地との埋めがたい乖離の存在を指摘しうる。郡方は、乖離の原因が惣庄屋および手永・村の行政現場にあるとの判断にもとづいて現地出張しており、文化一二年九月に「御内意之覚」と題する二点の報告書を提出している。一点は惣庄屋郡浦典太についての資質調査、もう一点は三角浦村・長浜村の復興助成金額についての村・手永側と郡横目との金額乖離の確認調査である。

まず前者について、郡方の調査で驚くべき事実が判明する。郡浦手永において二年前の文化一〇年に村々庄屋中による郡浦典太排斥騒動が起きている。郡浦手永惣庄屋の郡浦（並河）氏は領内でも数少ない世襲惣庄屋の家筋である。同じ宇土郡内でも細川氏入国直後に惣庄屋が一類とともに誅伐され、初期から交替制がとられた松山手永とは対照的である。ところが郡浦氏でも典太の養父三郎右衛門代から養子がつづく。郡浦典太が惣庄屋を相続したのが文化九年一二月であるので、相統直後に手永の庄屋中から罷免要求が出ていたことになる。庄屋中は、郡浦典太の惣庄屋罷免、典太の養子（典太の養父三郎右衛門の実子）新五右衛門への交替、手永会所の手代田辺源蔵の留任、他手永からの手代採用反対を内容とする願書を松山手永惣庄屋小山改蔵に差し出している。庄屋中は郡代の指示で願書取下げに回った小山に反発してエスカレートする。事態は惣庄屋郡浦典太と手代（会所役人の筆頭）田辺源蔵がともに病気を理由に職務から離れたため一時下火となったとみられるが、病氣回復した郡浦典太が職務に復帰したことで再熱する。郡浦典太の職務能力は郡方根取も「役方不呑込」と見放すほどであるが、文化一二年正月に郡浦新五左衛門が一八歳ながら惣庄屋代役となり、典太を補佐したことで状況は多少好転する。郡浦典太による三角浦・長浜両村関係の上申書提出が同時期に始まっているのは、新五左衛門の代役就任が大きく作用していたとみられる。

次に郡方根取は、三角浦・長浜両村の助成申請額が大きくふくれ上がっている背景について調査し、職務能力に劣る惣庄屋のもとで「零落もたれ」たルーズな査定がなされたことが原因であると指摘し、助成策執行に懸念を示す。

そして根取は郡代・惣庄屋側から求められている助成策を保留する旨の部局決議⇨奉行達書を郡代に出す文案を作成するが、奉行の判断で撤回される。

3 惣庄屋の回答

このように郡方内部で三角浦・長浜両村への助成策に慎重論が存在する状況のもとで、惣庄屋郡浦典太は奉行から回答を求められた五カ条について回答書を提出する。この奉行の回答命令に対応した惣庄屋の文化一二年一〇月の回答書が、「覚帳」において一件文書の冒頭に配されている。惣庄屋回答書に郡方の詳細な稟議処理部分書き継がれており、本案件の行政処理は動くことになる。

惣庄屋郡浦典太は、奉行⇨郡方からの回答命令に答える形で、改めて既に提出している上申書の復興助成策について理解を求める。惣庄屋の回答の要点は次のようなものである。①両村の上ヶ高・質地が公式の「御格」証文でなく、相對証文で取り引きされているのは確かであるが、これは津波以後急に上ヶ高・質地が増えたためであり、関係者立会いの上で調査したが、売主・買主双方の申分に相違はない。②松山手永松合村も人数と田畑が不釣合であるが、漁業によって「郡中一番之村立」になっている。三角浦村には現在船が三艘しか存在しないので、船や漁具を新規に仕立て、「門潰」となって離村した者たちを呼び戻し漁師に仕立てたい。③三角浦村では、津波以前は田畑も小前に行き渡っていた。「兎哉角仕候者」から質地を請け戻せば、それだけ農作業に精を出し、作徳も増え村全体のくつろぎになる。④三角浦村の救済対象に加えている一領一疋の緒方彦三は、津波以前は寸志もできる身代であったが、津波で自身と倅だけが生き残り、家財も流出した。三角浦村は手永会所より遠く離れ、救済方担当の役人をもう一人増やす必要がある。それに彦三の倅をあてたい。難渋していると公務にもさしつかえるので、救済の対象に加えている。⑤長浜村では今回救済を申請する際に質地を元に戻す形で帳面を作成しており、帳面上は百姓持高が平均化しているようにみえるが、津波被害で今もって田畑に潮砂が入り込んでいる。文化三年以来心附米を拝領してしのいで来ており、救済方をお願いしたい。

そして惣庄屋郡浦典太は郡横目の「御察討」を受けた自身の手永内不取締りをわびつつ、改めて先に示した上申書¹¹復興助成案についての理解を求め、郡代を通じて郡方による審議を求めている。郡代片山九郎兵衛も惣庄屋に対する監督不行届きを断りつつ、他に「貧民成立之仕法」もないとして村・手永側から示された復興助成策の部局審議を求めている。惣庄屋の回答書は当然郡方の部局審議にかけられることを意図しており、「覚帳」の上申文書の書式というべきものに従って、一七枚の料紙の最後には宛所となる郡代の名前だけが書かれ、郡代片山九郎兵衛が郡方の奉行に宛てた料紙も左半分が空白にされ、郡方の部局審議が書き継がれる文書体裁をとっている。

郡方では実際には惣庄屋回答書末尾の左半分から書き始めず、別の料紙に部局審議を添付している。部局審議の記述は複雑で、貼紙で修正が重ねられ、三人の奉行の意見も貼紙されている。結論的にいえば郡方は郡横目の報告をもとに惣庄屋から回答された五カ条の釈明を退け、助成額も郡横目の査定額を継承している。つまり郡方は郡横目と同様に両村の年貢額にもとづく助成額算定方式をとり、一六貫余まで引き下げた金額を藩庁部局からの出方とせず、手永会所で備蓄している年貢の一部（「壹歩半米」・「荒地起米」）より拠出させるとしている。郡代に宛てた文化一二年一〇月の奉行達書はその執行を意図したものであるが、奉行の指示で達書は出されていない。郡方によって部局決議¹²奉行達書の案文が作成され、郡代への通達が奉行にはかられるが、奉行は自筆の付紙で「此一段ハ先ツ畳置可然」と指示し、ストップをかける。こうした奉行の部局内への指導姿勢が惣庄屋による新たな上申を生む。

以上のように、三角浦村・長浜村の零落救済・復興助成をめぐる政策形成に向けた動きは、村方の助成見積もりを受けた惣庄屋・郡代側と、郡横目の現地査察を受けた郡方の間で懸隔を生み、査察と文書にもとづく政策調整の過程が事態を長期化させる。こうした事態を動かす上で重要となってくるのは郡代・惣庄屋と村方との連携強化である。

註

(1) 『町在』（新宇土市史資料集）一、一一六頁、『新宇土市史』資料編第三卷、五二二・三頁。

(2) 永青文庫蔵「御郡方文書」。

四 復興助成策の確定

最後に三角浦村・長浜村の零落救済・復興助成に関する政策決定の過程とその特質について検討する。

1 郡代・惣庄屋と郡方との政策調整

両村に対する復興助成策は、奉行が郡代に宛てた文化一二年一月一六日付の達書で示されるが（前掲表5）、この達書の文案を作成する郡方は、その直前まで両村への政策提示に難色を示す。その理由として郡方は惣庄屋以下、会所役人・村役人が不取締りであること、質地を請戻したとしても村民の取続きに結びつくとは思えないこと、漁民への船・漁具などの助成は他所の例となり認めがたいことなど、郡横目が報告した復興助成策の問題点を依然として指摘する。そこで郡代片山九郎兵衛が再度会所役人・村庄屋の指導に動き、文化一二年一月、惣庄屋郡浦典太は改めて三角浦・長浜両村の零落救済・復興助成に関する上申書を郡代に提出する。

本文書は、差出人である惣庄屋の名前の下と直接の宛所となっている郡代の名前の下にそれぞれの実印が捺され、そのまま郡代から奉行に上申する形式をとっている。惣庄屋の上申書は料紙四枚からなる。通常であれば、こうした上申書は最後の料紙の左半分が空けられ、部局の審議・決議部分を書き継がれるようになっていたが、本文書は最後まで文字で埋められている。惣庄屋も最早助成策の中味には言及してはいない。強調されているのは、隣村庄屋を含めた両村の庄屋を中心とした村方との行政的連携である。惣庄屋・郡代側は懸案として指摘されていた村方の行政的締め方への取組みを強調することで郡方・奉行に最終的な稟議処理を求めたものと言える。そして郡方の部局決議は文化一二年一月一六日付の奉行達書で示されるに至る。

表9 郡浦手永の会所役人

(文化10年頃)

職名(身分・席次)	名前
手代(郡代直触)	田辺源藏
会所詰(〃)	河野寿助
〃(〃)	松本米助
〃(惣庄屋直触)	高橋尉助
〃	才七
〃	万七
〃	令八
〃	嘉平
根柢(惣庄屋直触)	嘉左衛門
小頭(〃)	老助
〃	直右衛門
〃	又吉
〃	定八
〃	順藏
〃(郡代直触)	辛川良右衛門
〃	存十郎
見習	是助
〃	令助
井樋方小頭	辛助

鹿子木家文書「郡浦手永会所役人・村庄屋名附」(仮題)による。

郡方の審議過程をみると、根取以下が審議を繰り返して、適宜奉行の判断を仰ぎながら部局決議⇨奉行達書に近づいているのが理解できる。審議の結論としては、①相対証文による質地取交わしについては厳しく叱責するが、今回は許してはどうか、②両村は土地も少なく、願筋も漁師救済の側面が強いが、漁師救済は別の方法もあるので今回の助成は農業関係に限ってはどうか、③村側の願高四三貫余のうち、「質地受込代并家居取建・繕料等」二五貫九〇〇匁余を助成額とし、その半分を壹歩半米・荒地起米より、残る半分を藩庁部局(小物成方・郡方)の運用金より拠出し、無利・一〇年賦で借用させてはどうか、というものである。そして奉行が郡代宛の達書で示した助成内容とは、部局審議の結論をふまえて助成額を二五貫九〇八匁七分六厘とし、前掲表7で示した村側の助成要望のうち、家屋、農業関係については村側の要求の全てを認めつつ、漁業・商売関係の要望は斥け、助成金も全額を借用させている。郡方も当初郡横目の報告を受けて、両村の年貢額をもとに助成額を割り出していたが、今回は大きく助成内容を分別し、認可する助成対象については村側の要望を全てそのまま認める方式をとっている。つまり、質地請戻し代、居屋(貫屋・掘立)建方代、居屋繕い代、牛屋建方代、牛・農具購入代、借錢利子分については全額村側の要望を認め、漁船・商売船、網・船具、商札などは全て斥けられている。

そこで郡代は、郡方から指摘されている手永会所・村方の不取締り是正に向けて動き、「手代以下江」「村庄屋以下江」と題する遵守事項の書付を会所役人・庄屋に示し、これを請書にして提出させている。二つの請書は二冊の綴り書にして郡代から提出されている。「覚帳」では二つの請書は連続して綴じられ、

最初に「御請之覚」という共通の外題が書かれている。まず会所役人の請書をみておく。「手代以下江」と題する請書の遵守事項は、①御用筋を嚴重に処理し、諸書付の記録と申継ぎを入念に行え、②御用で村に出る時、依姑最眞なく速やかに処理せよ、③御用米錢の受払など諸帳面の取扱いを嚴重にせよ、④会所内での飲酒を停止せよ、⑤村方からの音物・酒肴の提供を禁じる、というものである。惣庄屋郡浦典太との対立構図のもとで会所内の規律が乱れ、事務処理が停滞していたことが想定される。本文書は写しで、末尾に「郡方会所 令助列拾人」とある。表9はこの時期のものと推測される郡浦会所役人を示したものであるが、令助は「見習」とある。会所見習には通常一二、三歳で入るので、令助の年齢は、表9の典拠史料との多少年限幅をみても文化一三年当時で二十歳前後以下とみられる。「町在」¹によると、表中の河野寿助・松本米助・高野尉助・万七・嘉平・幸助は、いずれも六〇歳以上の会所の古手である。会所見習「令助列 拾人」という連署形態に注目すると、会所の若手役人が庄屋中と連携して郡浦典太の手永運営を批判し、典太の養子で若手の郡浦新五右衛門、手代の田辺源藏の擁立に動いたものと推測される。次に庄屋中の請書の全文を示しておく。

〔史料7〕

村庄屋江

一 庄屋役之儀者一村を預置、其村之長ニ而候得者、村内者自分之屋鋪内、小前之者共者其屋敷之子供与相心得、農業ニ精を出シ、其外家業々々を致出精、若キ者共者別而懦弱之風儀無之様御法度筋嚴重ニ相守り、日夜相進候様、其外水理を順シ水干之憂を除、道橋之破損等なからしめ、御山方繁茂いたし候様平日村内打廻、御役差はまり相勤候様、

一 見図帳を以平日地面を正し、名寄帳之付送り等聊等閑ニ無之、庭帳ニ紛等敷稜無之嚴重ニ取行候様、

一 村々之模様応上下之為ニ相成、村方成立候様之見込筋者聊も無遠慮筋々申出候様、且内証ニ而庄屋共私之寄合、或者一己之願筋をも品ニより申談、連印等に而申出候儀等以來難叶候、一統寄合之儀者於会所申談候様、

一御惣庄屋手附横目・御山支配役并会所役人とも村方江御用ニ付罷出候節、賄之儀拙者廻村之見合より一統引下ケ致賄候様、且賄賂躰之儀者不及申、一切挨拶ケ間敷儀堅仕不申様、

右之稜々等閑ニ相心得候者共者相糺、其品ニより屹度申付筋可有之候間、当時より引拟出精相動候様、

正月

右御ケ條之趣私共被召寄被為仰渡、奉得其意候、以来入念相動可申候、此段乍憚連名之御請申上候、以上、

文化十三年正月

里浦村庄屋

後藤七兵衛列

廿一人

郡浦典太殿

片山九郎兵衛殿

会所役人の請書、これに続く庄屋中の請書はいずれも写しである。「覚帳」では、この二点の請書に続けて郡方の部局審議、奉行の郡代宛達書案が書き継がれている。

(貼紙)

〔白紙〕 本紙書付、片山九郎兵衛々指出、御一覽ニ相成、書面之趣尤ニ相見候間、九郎兵衛江御達筋之儀ニ付

〔天河原〕 御口達之趣奉畏候、左之通、

〔松村〕 別紙郡浦手永手代以下、村庄屋共江御申渡之書付二冊被指出、遂披見、尤之儀相見候間、夫々記録い

〔御目付附〕 たし置、向後役々引替り候節も無退転御申渡候様、則右書付令返却候、

已上、

正月

二月朔日達

御郡方

御奉行中

片山九郎兵衛殿

右之通及御達可申哉、
御郡方

これによると郡代から提出された二冊の請書は奉行の披見に入れられ、今後会所役人・村庄屋の交替に際して申し渡すようにとの奉行の指示で請書の原物は郡代に返却されている。「覚帳」所載の二点の請書は写しであり、請書に書き継がれたこの郡方の記述も写しであるが、貼紙された白石ら三人の奉行の決済欄は写しではない。「覚帳」において一件書類を作成し、部局審議部分の写しを書き加える場合、決済欄には奉行らによる決済の原物を貼付している。「右之通及御達可申哉」とは奉行に対する郡方の伺いであり、「二月朔日達」との書入れがあるように郡方作成の奉行達書は奉行の決済を受け郡代に通達されている。

さて庄屋中請書では里浦村庄屋後藤七兵衛以下都合二一名の庄屋が連署している。請書の原物では庄屋中は押印しているはずである。天保八年七月「郡浦手永略御手鑑²」によると、同手永の庄屋数は三四名である。三四名の庄屋全員が形式的に名を連ねず、二一名の庄屋が署名しているところ、これら庄屋が惣庄屋郡浦典太の排斥に動いた現実を実感しうる。「村庄屋江」で始まる教諭書部分は郡代が村方に示し、改めて「村の長」としての庄屋の心得、遵守事項を諭す。内容的に注目されるのは、庄屋たちの内証の寄合を禁じ、手永会所で寄合を開くように命じ、また庄屋が相談し、連印して申し出た願筋は内容によっては認められないとするなど、庄屋が横断的に結び、会所役人の一部とも連携して惣庄屋側と対立するような事態が起きないよう配慮されている。

2 郡代・惣庄屋の政策形成努力

以上のように、二年近い経緯を経て奉行から助成策が通達され、郡代・惣庄屋側でも会所役人・村役人への締め方にも形をつけており、本件はこれで決着したとしても不思議ではない。しかし現実には、惣庄屋はその後も都合四点の上申書を出しつづけている。惣庄屋郡浦典太は代役郡浦新五左衛門の助力、会所役人・庄屋中の請書にみる村方との協力関係を一定程度回復し、両村の要望実現に向けて動いたものとみられる。まず文化一二年一二月に惣庄屋・山支

配連名の上申書が出されている。山支配は惣庄屋の補佐役である。そこではまず、三角浦・長浜両村に対する助成策決定の礼を述べ、三角浦村の漁方仕入銭・新地開明銭が認められなかったことについては了解しつつ、次の二点を要求する。①両村の借用銭の返済は一〇年賦でも無理であり、今後年限延長を願い出る。②長浜村の緞子網（肥取網）は津波後砂勝ちとなっている悪地を肥やしていくために不可欠で、仕立料三貫一五〇匁は減額せず、村方要望の銭額を借用とさせていただくよう今後願い出る。上申書の末尾で「右両村之御請書取束、御達申上候間宜被為成御達可被下候」と結ばれており、先の二つの請書提出を約束し、二つの要望実現を期している。そして郡代片山九郎兵衛は惣庄屋の上申書に次のように書き継いでいる。

[史料 8]

右両村御取救之儀奉願置申候処、願之内恩御減少ニ而拝借被仰付、先ツ者難有仕合奉存候、然処右両村庄屋初此間ハ罷出居内輪之様子重畳申談候処、長浜村無類之難洩所ニ而買肥者仕得不申、肥取網願被減申候而ハ甚当惑之様子ニ相聞、第一当村共二十ヶ年賦返納被仰付候而者如何躰ニ茂返納之見込無御座、右両条之儀者無余儀相聞申候間、追而可奉願奉存候へ共、先地方受返、借財仕切之儀者年内ニ而無之候而者難相濟、最早及月迫申候間、先被為拝借候分式拾五貫九百目余之儀者急速御減方之被及御達可被下候、宜急ニ被成御參談可被下候、以上、

十二月

片山九郎兵衛

御郡方

御奉行中

そこに看取されるのは、惣庄屋の上申内容を補強し、村方の要望実現に向けて動く郡代の役割である。両村の庄屋が「内輪之様子」について惣庄屋と協議し、郡代に対し①②の実現に向けた部局への働きかけを依頼している状況が想定できる。郡代は村方の要望を「無余儀」と受け止めて部局に申し入れたばかりでなく、決定している助成額の早期執行を求めている。

文化一三年正月の惣庄屋上申書は先の①②を願い出たものである。①については、二〇年賦を願い、その上で両村への借用銭の半分が荒地起米・壹歩半米から抛出されることに反対し、藩側の提示には「御請申上兼候」と拒否の方針を示す。郡方の提示では、両村への借用銭二六貫余の半分が藩庁部局の運用銭から、半分が荒地起米・壹歩半米から抛出されることになっていた。荒地起米・壹歩半米というのは、享和三年に「請免」制と称する年貢の手永請負制を整備するに際して、年貢の一部（荒地起米・壹歩半米）を上納免除とし、手永の財源としてプールさせたものである。この手永備蓄銭は天保期には「手永官銭」と呼ばれているように、手永に運用させた公金である。惣庄屋は上申書のなかで、手永備蓄の壹歩半米から借用銭を抛出し、これを一〇年賦で返済させるようでは津波同様の「非常年柄」に償方ができるのか甚だ不安心である、だからこのままでは藩側提示を御請けできない、と申し述べている。

この上申書は四枚の料紙からなり、「覚帳」の定式に従って最後の料紙の左半分を空けて作成されているが、惣庄屋郡浦典太は左半分の下側に小書付を貼付して郡代に提出している。書付では郡浦手永の壹歩半米の現有量を示し、限られた手永備蓄から借用銭を抛出するとして、非常の天災等に際しての救済措置を依頼している。貼付された小書付にも惣庄屋の名前の下には実印が捺されている。上申書のなかに、もうひとつの上申書を貼付するという執拗でお願い出ていることになる。郡方も半ば閉口しつつ、縋子網代の半分を郡方・小物成方の部局運用銭から無利・一〇年賦で貸し付けることに応じるが、借用銭の二〇年賦返済については拒否する。そこで惣庄屋は文化一三年二月の上申書で再度二〇年賦返済を願ひ出る。郡方は他の零落所との釣合を考慮して難色を示すが、村方の要望を背景に繰り返し上申を重ねる郡代・惣庄屋に根負けする形で、一〇年賦と二〇年賦の間をとったのか一五年賦の方針をとり、奉行に示す。奉行は同年三月一〇日付でこの旨を郡代に通達し、ここに二年余にわたる三角浦村・長浜村の零細救済・復興助成策は最終的に確定する。郡方は、三角浦村・長浜村に関する一件が一応片付いたとの自覚のもとで郡方の部局帳簿「覚帳」の文化一三年宇土郡分にこれまでの関係書類を綴じ込み、一件文書として管理するに至る。

註

- (1) 永青文庫蔵。『町在』(新宇土市史基礎資料)第一集、第五集。
 (2) 『宇土市史研究』二五号。

おわりに

寛政四年四月朔日の雲仙噴火津波被害から二三年後、津波で激甚被害をこうむった熊本藩領(宇土支藩領)宇土郡三角浦村・長浜村は、「亡所同然」の零落所とされ、零落救済・津波復興策が計画される。しかし政策決定に至るまでに二年を要し、その間に担当部局の郡方に関係文書が集積され、郡方の部局帳簿「覚帳」に綴じ込まれて一件文書を形成するに至る。

本案件に関する一件文書を見ると、藩庁部局(奉行・郡方)と郡代・惣庄屋との間に政策的綱引きともとれるような詳細かつこまめな文書の応酬が展開されるが、そこには前近代行政がたどり着いた稟議制的な政策形成の積み上げと、丹念な政策調整の過程を確認することができる。本案件の政策形成に関わったのは、①村方(庄屋・頭百姓、惣百姓)、②手永(惣庄屋・会所役人)、③郡代、④郡方(郡方根取、郡横目)、⑤奉行であり、ごく大雑把に言えば、本案件は、村方における政策原案取りまとめ、郡代・惣庄屋による村方・地域調整と藩庁部局への提案、藩庁部局⇨郡方における稟議処理、先例にもとづく政策検討、郡方の部局長⇨奉行による決議・通達という過程で政策として積み上がり、政策決定・執行されている。まず村方は復興助成策の取りまとめ主体であり、申請・起案主体となっている。三角浦村・長浜村においては、百姓の難渋度合に応じて助成対象者の区分化、百姓個人の助成要望を取りまとめる形で村全体の助成申請の内容と銭額を決定している。三角浦村・長浜村が取りまとめた助成内容・助成額は現地査察に入った郡横目及び郡代に過大な要求として削減が迫られるが、最終的に助成対象・助成額が削減されても、認可された助成

対象については村方の初発の要望が満額認可されている。

村方の要望を藩庁部局において政治具体化するうえで中心的な役割を果たしたのが惣庄屋・郡代である。本案件の場合、職務能力に問題のある惣庄屋郡浦典太と会所役人・庄屋との対立構図のもとで曲折をたどるが、「覚帳」において、村方の要望・要請を受けた惣庄屋の上申書が郡方における部局稟議の起案書となり、その多くが政策実現しているのは、惣庄屋・郡代段階で徹底した村・地域との政策調整が行われ、いわば藩庁部局に受理されるような政策調整された案件が郡代によって部局稟議に提案されているからに他ならない。同時に、村方の政策起案を受けつつ、惣庄屋・郡代と藩庁部局の郡方間で政策調整のあり方をめぐって意見の懸隔が生じた時、新たな政策調整が重ねられ、文書の往復がくり返され、一件文書を成立せしめる。

本案件のように、藩庁郡方の部局帳簿「覚帳」に数多くの一件文書が存在するのは、村・地域・手永提案の政策原案が惣庄屋・郡代と郡方間で先例・類例を斟酌しつつ丹念に政策調整がなされ、政策形成に向けた文書の積み上げがなされたことによる。本案件にみるような個別案件に対応した政策調整の積み上げは行政事例と先例を拡大させ、新たな政策形成の動きを呼び起こすことになる。

付記 本論文は、熊本大学拠点形成研究B「世界的文化資源集積と文化資源科学の構築」、科学研究費補助金基盤研究(B)「永青文庫細川家文書の史料学的解析による近世民衆生活・行政実態の比較史的研究」による成果の一部である。